法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令

**第一条**　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表宇都宮地方法務局の部足利支局の款同支局の項管轄区域欄中「足利市」を「足利市　佐野市」に改め、同款佐野出張所の項を削る。

別表さいたま地方法務局の部同地方法務局の款同地方法務局の項位置欄中「浦和区」を「中央区」に改める。

**第二条**　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

**第一条**　東京法務局町田出張所管内東京都町田市金森、木曽西一丁目、木曽町、根岸町及び矢部町に属する地域（平成二十二年十二月一日に神奈川県相模原市から編入された地域に限る。）内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、横浜地方法務局相模原支局で取り扱わせる。

第二条第二項中「厚木支局」の下に「、平塚出張所」を加え、同条に次の一項を加える。

3　横浜地方法務局相模原支局管内神奈川県相模原市中央区東淵野辺二丁目及び淵野辺本町二丁目三丁目に属する地域（平成二十二年十二月一日に東京都町田市から編入された地域に限る。）内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、東京法務局町田出張所で取り扱わせる。

第四条第一項中「船橋支局」を「市川支局、船橋支局」に改める。

第六条中「、佐野出張所」を削る。

第十一条第二項中「北出張所」の下に「、守口出張所」を加える。

第十五条中「田辺支局」を「御坊支局、田辺支局」に改める。

第十八条第一項中「松阪支局」の下に「、桑名支局」を加える。

第十九条第一項中「大垣支局」の下に「、多治見支局、中津川支局」を加える。

第二十条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

福井地方法務局敦賀支局の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、福井地方法務局で取り扱わせる。

第二十三条第一項中「呉支局」の下に「、竹原支局、福山支局」を加え、「及び可部出張所」を「、可部出張所及び海田出張所」に改め、「並びに同法務局海田出張所管内広島県広島市に属する地域内の商業登記の事務」を削る。

第二十七条中「益田支局」の下に「、雲南支局」を加える。

第二十八条第一項中「飯塚支局」を「久留米支局、飯塚支局」に改める。

第三十条中「及び諫早支局」を「、島原支局、諫早支局及び壱岐支局」に改める。

第三十五条中「石垣支局」を「宮古島支局、石垣支局」に改める。

第三十八条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

秋田地方法務局本荘支局及び湯沢支局の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、秋田地方法務局で取り扱わせる。

**附　則**

この省令は、平成二十二年十一月二十九日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中別表宇都宮地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第六条の改正規定　平成二十二年十一月一日

二　第二条中登記事務委任規則第二十条、第二十七条、第二十八条第一項及び第三十五条の改正規定　平成二十二年十一月八日

三　第一条中別表さいたま地方法務局の部の改正規定　平成二十二年十一月二十二日

四　第二条中登記事務委任規則第一条の改正規定及び第二条の改正規定（同条に一項を加える部分に限る。）　平成二十二年十二月一日

## ○厚生労働省令第百十四号

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第百五条の規定に基づき、社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十月二十二日　厚生労働大臣　細川　律夫

社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令

社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年厚生労働省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号の表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 十一 | 社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定（以下「スペイン協定」という。） |
| 十二 | 社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定（以下「アイルランド協定」という。） |

第三条第六号の表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 五 | スペイン協定 |

第六条第七号の表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 八 | スペイン協定 |

第七条第七号の表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 五 | スペイン協定 |

第十五条第二項第四号の表中一の項を削り、二の項を一の項とし、三の項から六の項までを一項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 六 | スペイン協定 |

第十八条に次の一項を加える。

4　第一項の規定により第十五条第一項第三号に掲げる裁定の請求を行う場合において、相手国実施機関等が当該裁定の請求に係る被保険者又は被保険者であった者の死亡した年月日及び死亡の原因を確認したことを証する書類を有するときは、国年規則第三十九条第三項第七号の規定により請求書に添えなければならないこととされている被保険者又は被保険者であった者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに代わるべき書類及び同条第四項の規定により請求書に添えなければならないこととされている被保険者又は被保険者であった者が死亡した事実を明らかにすることができる書類については、添えることを要しない。

| | |
|---|---|
| 一 | スペインの領域内における就労先の登録番号（申請者がスペインの事業所において就労する場合に限る。以下同じ。）<br>二　国民年金法附則第五条第一項第三号に該当することによる国民年金の被保険者の資格取得の申出を行った者にあっては、その旨 |
| 二 | 国民年金法附則第五条第一項第三号に該当することによる国民年金の被保険者の資格取得の申出を行った者にあっては、その旨 |

| | |
|---|---|
| 一 | スペインの領域内における就労先の登録番号 |

| | |
|---|---|
| 一 | スペインの領域内における就労先の登録番号 |

| | |
|---|---|
| 一 | スペインの領域内における就労先の登録番号 |

| | |
|---|---|
| 一 | スペインの領域内における就労先の登録番号 |
| 二 | スペインの領域内における滞在期間及び当該滞在期間に係る就労状況 |